

南分室 / 緑分室の概要・利用料金

休館日 12月28日から1月3日、その他保守点検日(不定期)
 利用時間 9時～22時まで(準備及び片付け時間含む)
 利用期間 同一施設を継続利用する場合、4日以内
 申込受付時間 月曜日から金曜日は9時～20時まで
 土曜日、日曜日、祝日は9時～17時まで

施設の概要(南分室)

施設名	定数	設備等
高齢者交流室	定員48名	机、椅子、ホワイトボード、ビデオモニター、デッキ、BR/DVDスレーヤー、インターネット回線、洗面台
情報交換ルーム	定員30名	机、椅子、ホワイトボード、ビデオモニター、デッキ、BR/DVDスレーヤー、インターネット回線

施設の概要(緑分室)

施設名	定数	設備等
高齢者交流室	定員39名	机、椅子、掲示板、ホワイトボード
情報交換ルーム	定員24名	机、椅子、掲示板、BR/DVDスレーヤー、テレビ携帯型磁気ルースシステム、磁気ルース専用、受信機案内板、ホワイトボード、ディスプレイスタンド、演台

施設の基本利用料金

施設名	午前	午前	南分室夜間	緑分室夜間
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	18時～22時
高齢者交流室	概ね60歳以上の方が利用できます		1,400円	1,000円
情報交換ルーム	障がい者・母(父)子家庭等の方が利用できます		800円	850円

加算利用料金(営利目的等による基本利用料金に加算する額)

(1) 商業の宣伝、商品の販売その他これに類する目的のために利用するとき、基本利用料金に次の表に定める率を乗じて得た額を加算します。

区分	1人当たりの入場料等の最高額	
	1,000円未満(無料の場合を含む)	1,000円以上
加算率	120%	130%

(2) (1)以外の場合で、入場料を徴収するときは、基本利用料金に次の表に定める率を乗じて得た額を加算します。

区分	1人当たりの入場料等の最高額		
	300円以下	301円以上1,000円以下	1,001円以上
加算率	30%	80%	130%

諸室詳細につきましては、施設ホームページをご覧ください

相模原市立あじさい会館

検索



あじさい会館にはお客様用の駐車場はありません。近隣の市役所駐車場等をご利用いただけますが、駐車可能台数に限りがございますので、電車・バスでのご来館をお待ちしております。

〒252-0236 中央区富士見6-1-20
tel: 042-759-3963

あじさい会館

相模原市立あじさい会館

JR横浜線「相模原」駅南口から徒歩20分
 JR相模原駅南口バスのりば / 小田急相模大野駅北口バスのりば
 ●神奈川中央交通バス「市民会館前」下車すぐ
 ●神奈川中央交通バス「市役所前」下車徒歩1分
 小田急相模大野駅北口バスのりば
 ●神奈川中央交通バス「警察前」下車徒歩5分

〒252-0303 南区相模大野6-22-1 (南保健福祉センター1階)
tel: 042-765-7085

あじさい会館 南分室

相模大野中央公園 ●
 相模女子大学 ●
 相模女子大学グリーンホール ●
 相模原市南区役所 ●

南分室

小田急線「相模大野」駅から徒歩10分

〒252-5177 緑区西橋本5-3-21 (緑区合同庁舎2階)
tel: 042-775-1761

あじさい会館 緑分室

緑区合同庁舎(緑区役所) 2階 ●
 橋本駅南入口 ●
 西武信用金庫 ●
 京王百貨店 ●
 相模原 ●
 多摩境 ●

緑分室

JR横浜線「橋本」駅南口から徒歩10分
 JR相模線・京王相模原線橋本駅南口バスのりば
 ●神奈川中央交通バス「緑区合同庁舎前」下車すぐ

相模原市立あじさい会館 南分室 緑分室 ご利用案内



みんなで支えあい(愛) みんなにやさしい あじさい会館

指定管理者 ギオン・アクティオ・コンティグループ

あじさい会館の概要

休館日 12月28日から1月3日、その他保守点検日(不定期)
 利用時間 9時～22時まで(準備及び片付け時間含む)
 利用期間 同一施設を継続利用する場合、4日以内
 申込受付時間 月曜日から金曜日は9時～20時まで
 土曜日、日曜日、祝日は9時～17時まで

施設の概要(あじさい会館)

施設名	定数	面積	設備等
ホール	358席 固定席 246席 移動席 112席	797㎡	各種吊物用バトン、三ツ折緞帳、照明設備 中割幕等の舞台設備、音響設備と各種器具 第1楽屋(和室・20名)/第2楽屋(洋室・10名)
第1展示室	机席 96人 椅子席140人	178㎡	展示パネル、スポットライト、折り畳み机 椅子、拡声装置、演壇、演卓
第2展示室	机席 60人 椅子席 84人	116㎡	ホワイトボード
研修室	36人	67㎡	折り畳み机、椅子、黒板、演卓
講習室	36人	72㎡	作業机、椅子、黒板、IH調理器(2口)
大和室	120人	194㎡(63畳)	座卓、座布団、拡声装置、黒板
第1和室	55人	71㎡(36畳)	座卓、座布団、ホワイトボード
第2和室	20人	41㎡(14畳)	座卓、座布団
第3和室	20人	41㎡(14畳)	座卓、座布団
保育室	36人	26.9㎡	ベビーベッド、手洗い場、子供用トイレ 遊具、ホワイトボード

申込受付期間

申請区分	市内居住者		市外居住者
	社会福祉団体	一般	
ホール	利用日の 6ヶ月前の同日から 10日前まで	利用日の 5ヶ月前の同日から 10日前まで	利用日の 2ヶ月前の同日から 10日前まで
ホール (舞台のみ)	利用日の 1ヶ月前の同日から 3日前まで	利用日の 1ヶ月前の同日から 3日前まで	利用日の 1ヶ月前の同日から 3日前まで
展示室 研修室 講習室 和室	利用日の 6ヶ月前の同日から 利用日まで	利用日の 5ヶ月前の同日から 利用日まで	—

- 利用申込受付期間の始期または終期の日が休館日にあたる時は、その直後の開館日を始期または終期とします。
- 施設の連続利用ができる期間は、4日間です。
- 2日以上連続して利用する場合は、その最初の日を利用日とします。

申込方法

9時までに来館した先着順です。
 ただし、9時の時点で希望者が重複した場合は、抽選となります。

- 仮予約**
- ・受付期間の始期を過ぎていて確実に本申請をいただくこと前提に電話等で仮予約いただけます。
 - ・仮予約いただいた日を含め、3日以内に本申請をお願いいたします。
- 本申請**
- ・直接事務所へお越しいただき、所定の利用申請書に必要事項を記入し、ご提出ください。
 - ・書類の審査が完了しましたら、利用料金を納付(前納)してください。
 - ・その後、利用承認書を交付します。



ホール

あじさい会館は、市制25周年記念事業の一つとして建設されたもので、福祉への市民参加の場、社会福祉団体及びボランティア活動の場、並びに高齢者、障がい(児)者、母(父)子家庭等のための憩いの場、サービスの場として、多目的な福祉活動の拠点としてご利用いただけます。



第1楽屋



第2楽屋



ボランティア活動室



講習室



研修室



第1・2展示室



第2・3和室



大和室

あじさい会館の利用料金

施設の基本利用料金

施設名	1人当たりの入場料等の最高額				
	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時	全日 9時～22時	
ホール	平日	6,700円	13,300円	17,300円	37,300円
	土日祝日	10,500円	17,000円	22,100円	49,600円
第1展示室	2,400円	3,400円	3,700円	9,500円	
第2展示室	1,600円	2,100円	2,400円	6,100円	
研修室	900円	1,200円	1,400円	3,500円	
講習室	1,000円	1,400円	1,500円	3,900円	
大和室				3,300円	—
第1和室	概ね60歳以上の障がい者のある方 母(父)子家庭等の方が 利用できます			1,200円	—
第2和室				700円	—
第3和室				700円	—

- 利用時間に関しては、準備や片付けの時間などに要する、全ての時間を含みます。
- 継続して利用する場合の利用料金は、各単位の利用料金の合算額となります。
- ホールを舞台のみで利用する場合の利用料金は、ホール基本利用料金の50%の金額です。
- 附属設備利用時には別途料金がかかります。午前、午後または夜間の時間区分におけるそれぞれの利用を1区分として計算します。
- 社会福祉団体が利用する場合は、利用料金が減免される場合があります。

加算利用料金(営利目的等による基本利用料金に加算する額)

(1) 商業の宣伝、商品の販売その他これに類する目的のために利用するとき、基本利用料金に次の表に定める率を乗じて得た額を加算します。

区分	1人当たりの入場料等の最高額	
	1,000円未満(無料の場合を含む)	1,000円以上
ホール	150%	150%
その他の施設	120%	130%

(2) (1)以外の場合で、入場料を徴収するときは、基本利用料金に次の表に定める率を乗じて得た額を加算します。

区分	1人当たりの入場料等の最高額		
	300円以下	301円以上1,000円以下	1,001円以上
加算率	30%	80%	130%

(3) 利用時間の繰上・延長をするときは、施設利用料金の全日の基本料金の10%を加算します。

- 各々の施設を有料加算で利用し、かつ繰上・延長利用の場合は、当該施設の全日の基本料金の10%を加算。加えて当該施設の利用単位の有料加算の額にも10%加算します。
- 附属設備器具等を利用して繰上・延長した場合は、3回分の基本利用料金に10%を加算します。
- ホール器具の繰上は、開場時間を基本とし、開演後に使用した器具すべてを対象とします。(利用単位ごと)